

樋口直喜 一般質問

2018.06.18：平成30年第3回定例会（第12日・06月18日）

○樋口直喜議員 発言のお許しをいただきましたので、通告しております観光振興についての一般質問を申し上げます。

この観光振興についてというテーマで一般質問をさせていただくのは、私にとりまして二度目となります。今回は、今からおよそ三年前、私にとって二度目の一般質問となる平成二十七年の九月議会でございます。平成二十八年に過去最高の入込み観光客数七百四万人を達成したことから示されるように、平成二十七年時点で川越市の観光振興は、まさに伸び盛りといった状況にございました。

また、前回一般質問させていただいたときは、川越市は第一次となる川越市観光振興計画の計画期間であるとともに、第二次観光振興計画が策定のための審議会で審議され始めたタイミングでもございました。

この第一次となる川越市観光振興計画には、計画の成果指標といえる数値目標は設定されておらず、川越市の観光における指標は第三次川越市総合計画実施計画の第四章、産業観光の中で設定されていた観光客数と観光時間半日以上観光客割合の二つの指標であり、川越市の観光振興はその二つの目標を達成するための取り組みが中心となっておりました。

そのような状況を背景に、前回の観光振興についての一般質問では、三つのことを主に取り上げさせていただきました。

一つ目は、観光振興に期待されるさまざまな効果のうち、経済効果を意識する観点から、今後は観光客の数だけに捉われず、観光消費額を意識していくべきではないかということ、二つ目としては、観光消費額を向上させるためには、日帰り観光に満足せず、宿泊観光を推進すべきではないかということ、そして、三つ目としては、宿泊観光を推進し、消費額を向上させるための取り組みとして日本遺産を申請すべきではないかという内容でございました。

この点については、平成十六年から平成二十一年の五年間と、平成二十一年から平成二十六年までの五年

間の観光客数の伸び率を比べてみますと、平成十六年から平成二十一年は三六・〇三%の伸びを示しているのに対し、後者の平成二十一年から平成二十六年では四・八四%の増にとどまっており、明らかに伸び率が鈍化しているということから、観光における観光客の数については、平成二十七年時点で既に一定の成熟期を迎えていたということを示させていただきました。

また、前回の質問の時点では、日帰り観光の方が九〇%以上であり、宿泊観光客の割合は二・八%にとどまっている中、日帰り観光客と宿泊する観光客の平均消費額を見てみますと、日帰り観光客の消費額がおよそ四千円であるのに対し、宿泊観光客の消費額は一万六千円と約四倍であることから、一人の宿泊観光客を呼び込むことは、四人の日帰り観光客を呼び込むことと同等の消費を生み出すことにつながることにについて確認をさせていただきました。

なお、昨年、産業建設常任委員会の視察で伺わせていただいた高山市さんでは、観光客の数はおよそ四百五十万人と川越の三分の二ほどではありますが、日帰り観光の消費額は九千円、宿泊客の消費額は三万六千円であり、さらには四九%が宿泊客とのことでありまして、これを計算しますと、あくまで単純計算ではありますが、高山市は川越市の三分の二の観光客数で、経済効果については川越市のおよそ三倍の効果をもたらしているということになり、観光振興を考える際には、人数だけにとらわれないことの重要性を改めて確認させていただいたところでございます。

先ほども申し上げましたが、前回、質問をさせていただいたときの川越における観光振興の数値目標は、観光客数と観光時間半日以上観光客割合の二つだけであり、この二つだけでは観光振興に期待される効果を適正に評価することができないことや、指標達成のために施策が検討されていることを前提にすると、指標として設定がなされなければ、その指標に関連する施策も検討され得ないことから、前回の質問では、当時策定中であった第二次川越市観光振興計画にお

いて、観光消費額の向上と宿泊観光についてもしっかりと位置づけをし、推進すべきことを求めさせていただいた経緯がございます。

その結果、平成二十八年三月に策定された第二次川越市観光振興計画では、設定された八つの数値目標の中に、平均観光消費額と宿泊観光客割合の二つについても位置づけがなされ、この点につきましては、私の思いも少しは共感していただけたものと捉えさせていただき、個人的に評価をさせていただくとともに、感謝を申し上げる次第でございます。

そこで、これらを前提に、今回の質問に移らせていただきます。

この第二次川越市観光振興計画が平成二十八年三月に策定されてから、既に二年が経過しており、新たな数値目標とともに新たな取り組みが行われているものと思われませんが、まず、計画全体の進捗の確認をさせていただきたく、一回目の一点目として、第二次川越市観光振興計画には数値目標が示されましたが、それぞれの数値目標の基準値から、現在の推移についてお伺いいたします。

また、平成二十八年は、観光客数において過去最高の七百四万人を達成したものの、翌年の去年、平成二十九年は六百六十二万八千人とその数が大幅に減少してしまいました。このことについて、ことしの二月の日経新聞において、川越市の観光客数大幅ダウン、稼ぐまちへの転換急務との見出しで、観光消費額を上げることの重要性と、そのためには宿泊客をふやすことが必要であるといった趣旨の記事が書かれたことは皆さんの記憶にも残っているものと思われまし、この観点は、まさに私が三年前の一般質問で指摘をさせていただいた点でございます。

そこで、二点目として、現在の観光振興について、市はどのように捉えているのかお伺いいたします。

次に、三点目として、第二次川越市観光振興計画では、観光消費額も数値目標として位置づけられている今、観光消費額向上のためにどのような取り組みを行っているのかお伺いいたします。

四点目として、同様に、宿泊観光客割合も数値目標に位置づけられている中、宿泊観光推進のためにどのような取り組みを行っているのかお伺いいたします。

また、五点目に、現在、宿泊観光推進のための取り組みの最新の話題の確認として、先週の六月十五日から施行された住宅宿泊事業法、いわゆる民泊新法の概要についてお伺いしておきたいと思います。

最後に、日本遺産について。

日本遺産についても、前回、川越市の観光振興において重要な施策であると考え、申請すべきと申し上げた経緯がございますが、その後、御尽力をいただいて

いるものの、ことしの認定にも至らなかったことを先月御報告いただいたところでございます。そこで、日本遺産のこれまでの申請状況と結果についてお伺いし、一回目といたします。

(田中三喜雄産業観光部長登壇)

○田中三喜雄産業観光部長 御答弁申し上げます。

最初に、第二次川越市観光振興計画の数値目標の基準値から現在の推移についてでございます。

平成二十八年三月策定の第二次川越市観光振興計画では、観光客数、宿泊観光客割合、平均観光消費額など八つの指標を設けております。

このうち、市民の観光に対する重要度につきましては、指標の把握方法でございます市民満足度調査が、今年度実施に調査により最新の数値が得られるところでございます。

その他の七つの指標につきましては、平成二十六年基準値と平成二十九年の数値を比較いたしますと、観光時間半日以上観光客割合及び観光地立ち寄り箇所以外の数値はいずれも上昇、増加傾向にあり、特に外国人観光客数の割合は、平成三十二年の目標値を既に超えているという状況でございます。

続きまして、現在の観光振興についてでございます。

昨年の観光客数は、約六百六十二万八千人と平成二十八年の約七百四万人より約四十万人ほど減少いたしました。これは、川越まつりなどのイベントが雨天などであったことにより、観光客の足に影響を与えたものと認識しております。

現在、本市には、平日休日を問わず多くの観光客が訪れており、二〇二〇年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会を控え、今後も観光振興は重要な施策であると考えております。

また、観光客の多くが蔵造りの町並みなどの中心市街地へ集中している状況となっていることから、郊外エリアへの誘客促進、体験型産業観光や宿泊観光を推進し、観光客の満足度の向上に努めていく必要があると認識しております。

続きまして、観光消費額向上のための取り組みについてでございます。

観光消費額の向上には、観光客の滞在時間の延長や宿泊観光の推進が重要と考えております。

これまで、小江戸川越春まつりを初めとしたさまざまなイベントを実施し、昨年度は、新たに市内各所を謎解きをしながら回遊するなぞとき縁結びイベントを実施するなど、観光客の誘客、滞在時間の延長に努めているところでございます。

また、市内の大学生の協力のもとに縁結びマップなどを作成し、観光スポットや飲食店の紹介を行うと

もに、川越きもの日には協賛店での特典を実施するなど飲食店利用の促進を図っているところがございます。

今後も、こうした取り組みを一層推進し、滞在時間の延長や宿泊観光の推進を図ることで観光客の消費額の増加につなげてまいりたいと考えております。

続きまして、宿泊観光推進に係る取り組みでございます。

宿泊観光の推進には、先ほど御答弁申し上げました滞在時間の延長を促す取り組みと合わせ、夜も楽しめるイベントなどの実施や飲食店の紹介が重要と考えております。

現在、関係団体等によりライトアップや蔵まちバル、伝説妖怪ナイトツアー、縁むすび風鈴、伝統和芸の鑑賞会などを実施することにより、夜の観光の充実に努めているところでございます。

また、市内では、民間事業者によるホテルの建築なども計画されており、宿泊環境の整備、充実が図られるものと考えております。

今後もこうした取り組みを推進し、また民間事業者や関係団体等と連携を図ることによって宿泊観光の推進に努め、地域振興や経済振興に寄与してまいりたいと考えております。

住宅宿泊事業法の概要についてでございます。

観光庁のホームページによりますと、本来、宿泊料を有して人を宿泊させる場合には、旅館業法の許可が必要でございますが、住宅宿泊事業法では、一定の要件を満たすことによって旅館業法の許可がなくても民泊事業を行うことができるものでございます。

対象となる家屋は、人の生活の本拠として使用されている家屋に宿泊者を泊める家主居住型や、休日のみ生活しているセカンドハウス、転勤や相続等による一時的な空き家などに宿泊者を泊める家主不在型などがあり、宿泊日数は一住宅当たり年間百八十日以内と定められております。

なお、届け出を行った家屋は、国が定めた様式による標識を公衆の見やすい場所に掲示することとなっております。

以上でございます。

(中沢雅生教育総務部長登壇)

○中沢雅生教育総務部長 御答弁申し上げます。

日本遺産のこれまでの申請状況と結果についてでございます。

日本遺産につきましては、文化庁が、地域の文化財を独自のストーリーのもとに連携を図り面的に活用することを目的に創設した事業でございます。平成二十七年度から事業認定が始まり、本市では平成二十八

年度認定分から申請してまいりましたが、残念ながら現在に至るまで認定されておりません。

平成二十八年度は、川越市、新座市、三芳町でリアル型武蔵野を拓く！江戸に最も近い川越藩の挑戦、翌年は、「知恵伊豆」のレガシー 武蔵野の景観を一変させた川越藩主・松平伊豆守信綱を申請いたしました。また、平成二十九年度は、川越市単独でも、地域型、城下町川越のモダニズム～「あたらしものずき」川越人が生み出したもの～で申請し、今年度、川越市単独で地域型「火廻要慎」の心が息づくまち～時の鐘が語る城下町川越～のタイトルで申請いたしましたが、認定されませんでした。

以上でございます。

○山木綾子副議長 暫時休憩いたします。

午後二時五十三分 休憩

午後三時二十六分 再開

○山木綾子副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(樋口直喜議員登壇)

○樋口直喜議員 それぞれ御答弁いただきありがとうございました。

まず、計画における数値目標の推移でございますが、ほぼすべての指標において増加傾向にあるということでございます。これは、平成二十六年を基準としているので、昨年大幅に減少した観光客数の数値も、平成二十六年に比べれば上回っているという意味も含むようでございます。

また、観光消費額向上と宿泊観光推進のための取り組みも御答弁いただきました。それぞれ民間事業者や大学生等と連携した取り組みも行い、計画における数値目標も増加傾向にあるということで、その効果が徐々に出てきているものと思われまので、ぜひ今後とも引き続きの御尽力をいただければと存じます。

現在の観光振興をどのように捉えているのかについても御答弁いただきました。観光客数が大幅に減少したのは、雨による影響が大きいとご認識されているようでございます。本当に雨が原因なのかについては個人的には少し疑問も残るところではございますが、この点については今後の推移を見守らせていただきたいと思いますとともに、観光客数も、現在の計画では、あくまで八つの数値目標の一つの位置づけでありますので、数だけにとらわれず総合的な取り組みを推進していただきたいと申し添えておきます。

また、東京オリンピック・パラリンピック競技大会を控え、今後も観光振興は重要な施策であると考えているということ、観光客の満足度向上に努めていくことの必要性も御答弁いただきました。

数値目標において、既に外国人観光客数の割合が平成三十二年の目標を超えていることから示されるように、今後は外国人も意識した幅広い客層への幅広い対応が求められます。

そのような中、まさにインバウンド施策の一つとして、国が主導した新たな取り組みである民泊についての法律、住宅宿泊事業法の概要についてもお答えいただき、その形態には、大きく分けて家主居住型と家主不在型の二つのタイプがあることにも触れていただきました。

民泊は、訪日外国人の受け皿として、日本に観光立国の道を開くと期待される新たな宿泊形態の一つであり、川越においても、宿泊観光の推進や消費額の向上といったものに寄与するものとは思いますが、一方で、適正な運営がなされない場合などについての不安の声も市民の方から多く聞かれる施策でございます。家主居住型であれば、地域住民との関係性も構築されているものと思われ、何かあった際には、家主がその物件に住んでいるという点では安心感があるとも思いますが、家主不在型においては、その不安は格段に上がるものと思われ。

そこで、二回目の一点目の質問として、先日、説明用のチラシもいただいているところではございますが、確認の意味も含めまして、今後、民泊についての問い合わせやクレームはどこの課が所管するのかお伺いいたします。

また、民泊については、都道府県や中核市などに独自の規制条例を定める権限が認められており、先日の新聞記事では、埼玉県川口市において、この民泊について独自に規制を設ける条例案を六月の市議会に提出する旨の記事が掲載されておりました。

そこで、二点目として、他市では民泊における市の独自条例を制定する例があるが、川越市の方針についてお伺いをいたします。

次に、前回の一般質問からこれまでの間、川越市における観光振興の大きな取り組みの一つとして、小江戸蔵里の昭和蔵が雨でも楽しめる新たな観光スポットとしての期待も込められ、ことしの三月に、ききざけ処昭和蔵としてリニューアルオープンされました。

まだ、リニューアルオープンからは三カ月ばかりではありますが、先月にはリニューアルオープンから初めてゴールデンウィークを迎え、私もゴールデンウィークの中で伺わせていただきましたが、大変多くのお客様がいらしており、リニューアルの効果が早くも出

ているのではないかと期待をしております。

そこで、三点目として、小江戸蔵里昭和蔵のリニューアル後の効果について、ゴールデンウィークの実績を例にお伺いいたします。

あわせて、四点目として、昭和蔵がリニューアルしたことによる明治蔵、大正蔵への相乗効果についてもお伺いしておきたいと思っております。

また、一回目の最後には、日本遺産のこれまでの申請状況と結果について伺い、これまで三度にわたって申請しているものの、そのどれもが採用されず、いまだ認定には至っていないことを確認させていただきました。

日本遺産の認定、その後の活用については、現在、第二次川越市観光振興計画や川越市まち・ひと・しごと創生総合戦略などにおいて施策として明記されており、それらの計画において、本年度は本来既に活用が始まっている時期として予定がされております。

そこで、五点目として、さまざまな計画で、日本遺産は既に取得予定となっておりますが、不採用の影響についてどのように捉えているのかお伺いし、二回目といたします。

(田中三喜雄産業観光部長登壇)

○田中三喜雄産業観光部長 御答弁申し上げます。

今後の民泊に関する問い合わせ先についてでございます。

住宅宿泊事業者の届け出に関する事務は埼玉県が行っていることから、民泊事業全般につきましては埼玉県観光課が対応することとなっております。また、観光庁においても民泊コールセンターを設置して対応することとなっております。

本市におきましては、観光課が窓口となります。しかしながら、ごみの処分に関することや消防法の適用に関することなど、お問い合わせの内容に応じてそれぞれを所管する部署で対応してまいりたいと考えております。

続きまして、条例制定の考え方でございます。

現在、条例の制定権限は埼玉県にあり、本市にはございませんので、条例を制定する際には埼玉県から権限の移譲を受ける必要がございます。

また、住宅宿泊事業法につきましては、適正な運営を行う民泊を普及しようという趣旨の法律でございます。本市におきましても、法の趣旨にのっとり住宅宿泊事業者の適正な運営のもとに観光客の増加を図ることで、地域経済の活性化につながるものと考えております。

しかしながら、安全性や環境面、さらには宿泊者のマナーなどへの適切な対応が求められることがあり

ますが、制度が始まったばかりで市内における実態が見えないため、規制を行うべき材料が乏しいことなどを総合的に勘案いたしまして、本市では現段階で直ちに条例の制定が必要とは考えておりません。

続きまして、昭和蔵のリニューアル後の効果でございますが、オープン後のゴールデンウィークである四月二十八日から五月六日の間の利用人数及び売り上げについて前年と比較いたしますと、利用人数は六千二百七十五人で前年比一四四・二%、売り上げは三百六十五万二千円で前年比一一二・六%となっており、産業、観光の拠点施設としてリニューアルの効果はあったものと考えております。

最後に、明治蔵と大正蔵への相乗効果についてでございます。

昭和蔵で買い物をされたお客様に、大正蔵で使える無料ドリンク券を配布するなど、相乗効果が高まるよう各蔵が連携する取り組みを行っております。実際の効果を明治蔵、大正蔵のゴールデンウィーク期間の利用人数、売り上げの前年比較で見えますと、明治蔵の利用人数は前年比一一三・一%、売り上げは一一・九%、大正蔵の利用人数は前年比一一〇・六%、売り上げは一一二・六%となっており、いずれも利用人数、売り上げが増加している状況でございます。このことから、昭和蔵のリニューアルによる効果が、明治蔵、大正蔵へも波及しているものと考えております。

以上でございます。

(中沢雅生教育総務部長登壇)

○中沢雅生教育総務部長 御答弁申し上げます。

日本遺産が認定にならなかった影響についてでございます。

平成三十年度教育行政方針では、方向性三、歴史文化の継承と新しい市民文化の創造の中で、日本遺産を目指すとしております。また、先ほど議員さんからお話がありましたように、川越市まち・ひと・しごと創生総合戦略や第二次川越市観光振興計画では、認定後、情報発信や普及啓発などを計画しております。

認定にならなかったことによる影響といたしましては、日本遺産認定を契機に、そのブランド力を活用した情報発信事業等を予定しておりますが、その開始時期がおくれているというところでございます。

以上でございます。

(樋口直喜議員登壇)

○樋口直喜議員 それぞれ御答弁いただきました。

まず、民泊についてお答えいただきました。

民泊の届け出に関する事務は埼玉県が行うことから、民泊事業全般について埼玉県が対応すると御答弁

いただきました。あわせて、観光庁においてもコールセンターを設置していること、さらには、川越市では観光課を窓口として、お問い合わせ内容によって、それぞれを所管する部署で対応してまいりたいとお答えいただきました。

こちらの御答弁につきまして、よい意味でとらえれば、国、県、市全てで対応をしていただくという意味にもとれますし、一方で悪く捉えると、たらい回しにされるということも危惧される体制であり、そもそもまだしっかりと整理されていないのではないかと感じるところもございます。

いわゆる違法民泊や闇民泊の場合、住宅宿泊事業法違反に当たるのか、改正された旅館業法違反に当たるのかによって、対応すべき所管が分かれるわけですが、旅館業法に基づいて保健所が対応する場合、県設置の保健所を持つ市町村であれば同じ県内の組織として連携が図れますが、川越市においては市設置の保健所でございますので、埼玉県としっかり連携することが求められます。この点については、しっかりと連携をお願いしたいと思います。

また、独自条例の考え方についても伺いました。こちらについても、条例制定権限は現在、埼玉県にあり、川越市が独自に条例を制定する場合には埼玉県から権限移譲をしていただく必要があることや、制度が始まったばかりで市内における実態が見えないため判断材料が乏しく、現段階での川越市独自の条例制定は考えていない旨、御答弁をいただきました。

なお、先ほど御紹介させていただいた川口市においては、平成三十年二月二十八日に、住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業等関係行政事務処理に関する協議書を埼玉県知事と川口市長で締結し、県内で初めて住宅宿泊事業に係る関係行政事務を移譲し、その後、三月から四月にかけて市民に民泊に関するアンケートを実施したところ、八四%が民泊で地域に多くの旅行者が訪れることを不安に感じ、約八九%が市独自の規制が必要だと答えたことから、現在、開会中の川口市議会において条例案が提案されているという流れのようでございます。

また、一方で、政官民の代表者らが参加する住宅宿泊事業法施行を祝う会が、新法施行の六月十五日に東京都内で開かれ、開会の挨拶では、衆議院議員の石破茂氏が、ふたをあけてみれば非常に厳しい規制、何のための新法かと苦言を呈し、法制度や自治体の規制の見直しを行うことで全会一致で決議するなど、自治体独自の規制には反対の声があることも事実でございます。

このように、民泊は全く新しい制度のため、その制度には多くの期待と多くの不安がぶつかり合っている

る状況でございます。

そのような中で重要なのは、やはり市民の皆様の安心安全な生活が約束された中で健全な民泊が発展することであり、市としても、まずは現在の市民の皆様が抱える意識をしっかりと把握すべきではないかと考えております。

そこで、三回目の一点目として、民泊に対する市民意識を把握すべきだと思いますが、市の御見解をお伺いいたします。

次に、蔵里の昭和蔵リニューアル後の効果についても御答弁いただきました。まだリニューアルから三カ月であり、ゴールデンウィークのみの比較ではありますが、利用人数、売り上げともに好調のようであり、また明治蔵、大正蔵に対しても相乗効果を生んでいるということで、観光拠点として今後もさらなる賑わいの創出など、期待が持てる状況にあると考えます。

そこで、この観光拠点である蔵里のさらなる発展を期待し、連雀町新富町通線道路整備事業について伺いたいと思います。

連雀町新富町通線は、蔵里の前の道、クリアモール商店街の北部から大正浪漫夢通り入り口手前までの道路の美化がまだされていない区間を指しますが、こちらは歴みちの構想路線であり、川越市中心市街地活性化基本計画にも位置づけられている事業ではあるものの、長らく動きが見えていない事業でございます。

この事業が進みますと、川越駅からクリアモール商店街、大正浪漫夢通りへの動線が視覚的に確保されることから、観光客の回遊性が向上するとともに、歩いて回れる観光地としての側面も向上させます。また、現在、この道路の西側においては、観光客の本川越駅からの一番街への動線ともいえる中央通線の整備も進んでおり、こちらに続いて整備を進めていくことで、蔵里周辺エリアの面的整備につながります。

今回の議会で上程されている、旧川越織物市場の整備につきましても、立門前線の整備事業と一体となることで面的整備を進めるものでございます。連馨寺や織物市場周辺のエリアと蔵里周辺エリアの面的整備が結ばれば観光エリアが広域的に広がることから、その結節点となる連雀町新富町通線整備事業は大変重要な事業であると考えます。

そこで、二点目として、連雀町新富町通線道路整備事業に取り組むべきではないかと考えますが、市の御見解をお伺いいたします。

最後に、日本遺産についてでございます。

本来、本年度は、既に認定後の活用に至っているはずが、いまだ認定されていないことによっておくれが生じている旨、御答弁いただきました。

日本遺産は、文化庁によって認定されることから、川越市の計画どおりには進まないことについては理解をいたしますし、これまで認定されてきたストーリーを見てみますと、年度によって文化庁も日本遺産のあり方について試行錯誤されている様子がうかがえますが、日本遺産は、今後の観光振興において変わらず重要な施策だと考えております。

なお、埼玉県で認定されているのは、いまだ行田市の一市のみであり、二〇二〇年までに四十七都道府県で百件の認定を目指していることを考えますと、まだチャンスは残されているものと考えます。

そのような中、先月いただいた御報告では、今後の日本遺産の申請は未定とのこととございました。一方、御答弁でも触れていただいたとおり、平成三十年度教育行政方針では、日本遺産の認定を目指しており、例年、年度末に申請を受け付け、新年度の五月ごろに認定される日本遺産において、今年度の申請は未定というのは、平成三十年度教育行政方針に反するのではないかと考えます。

そこで、三点目として、日本遺産の今後の申請については未定との報告をいただいておりますが、引き続き申請すべきだと考えますが、市の御見解をお伺いいたします。

また、これまで認定されなかったストーリーについても伺いたいと思います。

これまで認定されなかったストーリーについても、それぞれ多くの御尽力をいただきながら作成したストーリーであり、文化庁が認定さえしていれば、それが川越市における日本遺産として世界に発信していたはずの誇るべきストーリーだと考えております。

このストーリーは、それぞれ川越の文化的、歴史的魅力を改めて整理していただいたものであり、その文化的資源、歴史的資源、ひいては観光資源としての本質的な価値は、認定されなくても失われることはないと考えます。

そこで、最後の四点目として、これまで日本遺産に申請したストーリーは、それぞれ不採用ではあったものの、観光振興やまちづくりなどさまざまな分野で生かすことができる重要な財産であり、有効活用すべきだと考えますが、市の御見解をお伺いし、私の一般質問といたします。

(田中三喜雄産業観光部長登壇)

○田中三喜雄産業観光部長 御答弁申し上げます。

初めに、民泊に対する市民意識を把握することについてでございます。

現段階では、市民意識に関する調査は実施しておりませんが、今後、市民のニーズや意向などを把握する

ため、意識調査の実施について検討してまいります。

最後に、これまで日本遺産に申請したストーリーの有効活用についてでございます。

これまでに申請したストーリーにつきましては、新たな魅力の創出となるものであり、今後も観光振興に活用していけるものと認識しております。

また、今後は観光振興に限らず、市の各施策に反映することで、広くまちづくり全体にも寄与するものと思われまので、関係各課が連携して活用に努めてまいります。

以上でございます。

(宮本一彦建設部長登壇)

○宮本一彦建設部長 御答弁申し上げます。

連雀町新富町通線道路整備事業に取り組むべきではないかとのことでございます。

連雀町新富町通線は、都市計画道路本川越駅前通線から県道川越・日高線までの延長約三百五十メートルの市道一三四二号線でございます。

本路線は、歴史的地区環境整備街路事業、いわゆる歴みちとして計画された構想路線の一つとなっております。

また、歴史的地区環境整備街路事業は、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づき、平成二十三年度に策定した川越市歴史的風致維持向上計画に位置づけられております。そこで、この路線に面する小江戸蔵里などの町並みと調和のとれた歩行空間の創出を図るため、道路の美装化などを実施しようとするものでございます。

また、歴みちである大正浪漫夢通り線とのアクセスが確保され、歴史的町並み地区への歩行者ネットワークが形成されることによって、まちの回遊性などの向上が図れると考えております。

今後につきましては、沿道の商店街や自治会などと協議を進めながら合意形成を図り、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

(中沢雅生教育総務部長登壇)

○中沢雅生教育総務部長 御答弁申し上げます。

日本遺産申請の今後についてでございます。

今後につきましては、今回認定された事例を分析するとともに、これまでの申請における情報の蓄積を踏まえ、文化庁の指導を仰ぎます。その上で、日本遺産事業の趣旨を再整理し、本市の各計画等とのすり合わせを行い、申請内容を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

※ 本資料は川越市議会の公式記録ではありません。

※ 川越市 HP から全ての議事録が閲覧可能です。

<http://www.city.kawagoe.saitama.jp/benrinaservice/gikaikaigiroku.html>